

国指定藤前干潟鳥獣保護区公式 Facebook 運用方針

令和 3 年 2 月 2 日
中部地方環境事務所長 決定

1 目的

本方針は、国指定藤前干潟鳥獣保護区（以下「藤前干潟」という。）における Facebook（<https://m.facebook.com/fujimaehigata2002>）のアカウント（以下「公式 FB」という。）の運用に関する事項について定める。

2 基本方針

公式 FB は、藤前干潟の自然景観や生物、歴史等について発信することを通じ、藤前干潟が生物多様性の観点から重要な場所であることを広く閲覧者に紹介することを目的として運用する。

公式 FB は、専ら情報発信を行うものとし、原則として返信等は行わない。意見・問い合わせについては、「名古屋自然保護官事務所業務用メール（WB-NAGOYA@env.go.jp）」において受け付ける。

3 運用方法

公式 FB は、環境省中部地方環境事務所名古屋自然保護官事務所（以下「当所」という。）が以下のとおり運用する。

（1）発信する情報

公式 FB では次の情報等を発信する。

- ・藤前干潟の魅力を伝える記事、写真、動画及びイベント情報並びにこれに付随する情報
- ・藤前干潟に関連する情報に加え、環境省、中部地方環境事務所及び関連団体の取り組みに関する情報
- ・上記以外の環境行政等に関する情報

（2）緊急時等における対応

大規模災害等、平時と異なる対応が必要とされる場合は、国民のニーズに応え、それらの対応に資する観点から、政府機関、地方公共団体、外国の政府機関等が発信する関連情報についても、必要に応じてシェア等を行う。

4 免責事項

- ・公式 FB の投稿情報の正確性については万全を期しているが、当所は利用者が公式 FB の情報を用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではない。当所は、利用者により投稿された公式 FB に対する「シェア」や「コメント」等について一切責任を負わない。

- ・当所は、公式 FB に関連して、利用者間又は利用者と第三者間でトラブルや紛争が発生した場合であっても、一切責任を負わない。
- ・「シェア」、「コメント」等の投稿にかかる著作権の取扱いは、別紙のほか、Facebook の規定に準ずる。
- ・コメント等の投稿にかかる著作権等は、当該投稿を行った FB ユーザー本人に帰属するが、投稿されたことをもって、FB ユーザーは当所に対し、投稿コンテンツを全世界において無償で非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ、当所に対して著作権等を行使しないことに同意したものとす。

5 利用者による不適切な書き込みの削除等

以下の各項に該当する場合、予告なく書き込みの削除又はアカウントのブロック等を行う場合がある。

- ・法律、法令等に違反する内容、又は違反するおそれがあるもの
- ・特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- ・政治、宗教活動を目的とするもの
- ・著作権、商標権、肖像権など環境省又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- ・広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- ・人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの
- ・公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- ・虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの
- ・本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- ・他の利用者、第三者等になりすますもの
- ・わいせつな表現などを含む不適切なもの
- ・当所の発信する内容の一部又は全部を改変するもの
- ・当所の発信する内容に関係ないもの
- ・その他、当所が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等
- ・Facebook の利用規約、コンテンツポリシー及びガイドラインに反するもの

6 著作権

公式 FB の内容について、私的使用又は引用等著作権法上認められた行為を除き、当所に無断で転載等を行うことはできない。動画・写真・文章を当所に無断で利用することを禁じる。また、引用等を行う際は、別紙に定める方法により必ず出典を明示すること。

7 運用方針の周知・変更等

本方針の内容は環境省ホームページ上に掲載する。また、本方針は必要に応じて事前に告知なく変更する場合がある。

8 管理者

公式FBは、当所が管理する。

9 施行

本方針は、令和3年2月2日から施行する。

(別紙)

著作権について

国指定藤前干潟鳥獣保護区公式 Facebook で公開している情報（以下「コンテンツ」といいます。）は、以下の（１）及び（２）に従って、転載、複製、公衆送信、翻訳・変形等の翻案等、自由に利用できます。商用利用も可能です。コンテンツ利用に当たっては、本利用ルールに同意したものとみなします。

（１）出典の記載について

ア コンテンツを利用する際は出典を記載してください。出典の記載方法は以下のとおりです。

（出典記載例）

出典：国指定藤前干潟鳥獣保護区公式 Facebook

(<https://www.facebook.com/fujimaehigata2002>)

イ コンテンツを編集・加工等して利用する場合は、上記出典とは別に、編集・加工等を行ったことを記載してください。また編集・加工した情報を、あたかも環境省が作成したかのような態様で公表・利用してはいけません。

（コンテンツを編集・加工等して利用する場合の記載例）

「国指定藤前干潟鳥獣保護区公式 Facebook」

(<https://www.facebook.com/fujimaehigata2002>) を加工して作成

「国指定藤前干潟鳥獣保護区公式 Facebook」

(<https://www.facebook.com/fujimaehigata2002>) をもとに〇〇株式会社作成 など

（２）第三者が権利を有するコンテンツについて

ア コンテンツの中には、第三者（国以外の者をいいます。以下同じ。）が著作権その他の権利を有している場合があります。第三者が著作権を有しているコンテンツや、第三者が著作権以外の権利（例：写真における肖像権、パブリシティ権等）を有しているコンテンツについては、特に権利処理済であることが明示されているものを除き、利用者の責任で、当該第三者から利用の許諾を得てください。

イ コンテンツのうち第三者が権利を有しているものについては、出典の表記等によって第三者が権利を有していることを直接的又は間接的に表示・示唆しているものもありますが、明確に第三者が権利を有している部分の特定・明示等を行っていないものもあります。利用する場合は利用者の責任において確認してください。

ウ 第三者が著作権等を有しているコンテンツであっても、著作権法上認められている引用など、著作権者等の許諾なしに利用できる場合があります。